

大阪府 大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島1-3-20
電話06-6208-7444

目次

条 例

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 11

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 12

大阪市御堂筋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を廃止する条例 13

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 13

大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 18

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例 24

大阪市土地利用審査会条例の一部を改正する条例 25

大阪市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例 25

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例 26

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例等の一部を改正する条例 26

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例 27

公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例 28

大阪市下水道事業振興基金条例を廃止する条例 28

大阪市環境保全設備資金融資基金条例を廃止する条例 29

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例を廃止する条例 29

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 29

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例 30

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例 30

大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 30

大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 32

大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例 34

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例	34
大阪市エリアマネジメント活動促進条例	35
大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例	38
大阪市消防長及び消防署長の資格を定める条例	38
大阪市社会教育委員条例の一部を改正する条例	39
地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	39
規 則	
大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則	40
特定基金管理規則の一部を改正する規則	42
生鮮食料品等価格安定資金貸付基金管理規則を廃止する規則	43
生鮮食料品等価格安定資金貸付規則を廃止する規則	43
大阪市音楽団規則を廃止する規則	43
大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則	44
教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に関する規則の一部を改正する規則	44
企業管理規程	
大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程	45
大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程	46
告 示	
大阪市環境影響評価条例に基づき準備書及び要約書の提出を受けた旨並びに関係地域の公告	46
大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例の施行期日	48
大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の施行期日	48
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告	49
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出に関する公告	51
大阪城天守閣の供用時間の変更の承認	52
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立北スポーツセンターほか2施設）	53
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立都島スポーツセンターほか3施設）	53
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立此花スポーツセンターほか2施設）	54
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立中央スポーツセンターほか3施設）	55
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立千島体育館ほか3施設）	

設)	55
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立天王寺スポーツセンターほか2施設)	56
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立浪速スポーツセンター及び大阪市立浪速屋内プール)	56
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立西淀川スポーツセンターほか3施設)	57
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立淀川屋内プール)	58
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立東淀川体育館ほか3施設)	58
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立東成スポーツセンターほか5施設)	59
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立生野スポーツセンターほか2施設)	59
○指定管理者を指定した旨の公告 (鶴見緑地球技場ほか4施設)	60
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立住之江スポーツセンター)	61
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立東住吉スポーツセンターほか2施設)	61
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立此花屋内プールほか2施設)	62
○指定管理者を指定した旨の公告 (南港中央野球場及び南港中央庭球場)	62
○指定管理者を指定した旨の公告 (靱庭球場及び靱テニスセンター)	63
○特定計量器の定期検査	63
○区役所の執務時間	64
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立北区民センターほか7施設)	64
○指定管理者を指定した旨の公告 (大阪市立淀川区民センター及び大阪市立淀川区老人福祉センター)	65
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	66
○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	67
○予算の要領	69
○一般競争入札の執行 (業務統合端末等機器の借入れ)	74
○総合評価一般競争入札の執行 (大阪市臨時福祉給付金事業等に関する労働者派遣業務)	77
○開発行為に関する工事の完了	80
○開発行為に関する工事の完了	81
○道路の位置指定	81
○建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩	

和の認定	82
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立社会福祉センター）	82
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立早川福祉会館）	83
大阪市立姫島こども園の臨時開館及び臨時休館の承認	83
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立北区北老人福祉センターほか24施設）	84
大阪市立長居ユースホステルの利用料金の額の承認	86
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	87
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除	89
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の指定解除	90
大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理有害物質によって汚染されている区域の全部の指定解除	92
大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理有害物質によって汚染されている区域の全部の指定解除	92
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市設住吉霊園ほか4施設）	92
大阪市立葬祭場の利用料金の額の承認	93
大阪市立住まい情報センターの利用料金の額の承認	94
放置自動車の処理	94
道路法違反物件の除却	95
車両制限令に基づく通行車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定等	95
指定管理者を指定した旨の公告（有料臨港道路）	97
指定管理者を指定した旨の公告（舞洲運動広場ほか3施設）	97
落札者等の公示	97
消防法に基づく貯蔵所等の危険物の除去命令	98
落札者等の公示	99
大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の追加指定	99
平成26年大阪市教育委員会告示第23号（大阪市自然史博物館の利用料金の額の承認）の一部訂正	99
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立クラフトパーク）	100
大阪市立クラフトパークの利用料金の額の承認	100
指定管理者を指定した旨の公告（大阪市立総合生涯学習センターほか2施設）	102
大阪市立総合生涯学習センターほか2施設の利用料金の額の承認	102
大阪市立自然史博物館の臨時開館の承認	106
大阪市立東洋陶磁美術館の臨時休館の承認	106

選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数	107
公 告	
一般競争入札の執行（安田ほか2自転車保管所古自転車等の売払い等）	108
消防公務之証の亡失無効	111
正 誤	
大阪市公報第5665号（平成26年3月7日発行分）の正誤表	113

公布された条例のあらまし

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 大阪都市計画咲洲コスモスクエア地区地区計画の変更に伴い、同地区計画の区域内における建築物の用途の制限を改めることにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成26年3月3日）から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第2号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

- 1 大阪都市計画北野都島線沿道地区地区計画が大阪都市計画北野今市線沿道地区地区計画に名称変更されたことに伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（平成26年3月3日）から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第3号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市御堂筋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を廃止する条例

- 1 大阪都市計画御堂筋地区地区計画の廃止に伴い、同地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を廃止することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、公布の日（平成26年3月3日）から施行することにしました。

（平成26年大阪市条例第4号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

- 1 大阪都市計画御堂筋本町北地区地区計画の決定に伴い、同地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにしまし

た。

- 2 この条例は、公布の日（平成26年3月3日）から施行することになりました。

（平成26年大阪市条例第5号 都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

- 1 大阪都市計画御堂筋本町南地区地区計画の決定に伴い、同地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることになりました。

- 2 この条例は、公布の日（平成26年3月3日）から施行することになりました。

（平成26年大阪市条例第6号 都市計画局建築指導部建築企画課）

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

- 1 大阪府市規制改革会議を廃止することになりました。

- 2 大阪府市医療戦略会議を廃止することになりました。

- 3 この条例は、市長が定める日から施行することになりました。

（平成26年大阪市条例第7号 政策企画室企画部政策調査担当）

大阪市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

- 1 国土利用計画法の改正に伴い、大阪市土地利用審査会の委員の定数を定めることになりました。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することになりました。

（平成26年大阪市条例第8号 都市計画局計画部都市計画課）

大阪市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

- 1 地方青少年問題協議会法の改正に伴い、会長選任規定を設け、委員の構成規定を整備しました。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することになりました。

（平成26年大阪市条例第9号 こども青少年局企画部青少年課）

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

- 1 再就職先の団体との間の契約の締結に在職時に関与した者を、退職時の職位にかかわらず、再就職状況の公表の対象とすることになりました。

- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。

- 3 この条例は、平成26年4月1日から施行することになりました。

（平成26年大阪市条例第10号 人事室人事課）

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例等の一部を改正する条例

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、大阪市非常勤職員公務災害等補償条例ほか6条例の規定を整備することになりました。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することになりました。

（平成26年大阪市条例第11号）

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

- 1 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人大阪市立工業研

究所が保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合に、同法第42条の2の規定により処分しなければならないものを定めることにしました。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第12号 経済戦略局産業振興部地域産業課)

公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

- 1 地方独立行政法人法の一部改正に伴い、公立大学法人大阪市立大学が保有する重要な財産であって、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合に、同法第42条の2の規定により処分しなければならないものを定めることにしました。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第13号 経済戦略局総務部総務課)

大阪市下水道事業振興基金条例を廃止する条例

- 1 下水道事業振興基金を廃止することにしました。

- 2 この条例は、公布の日（平成26年3月4日）から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第14号 建設局総務部経理課)

大阪市環境保全設備資金融資基金条例を廃止する条例

- 1 環境保全設備資金融資基金を廃止することにしました。

- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第15号 環境局環境管理部環境管理課)

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例を廃止する条例

- 1 生鮮食料品等価格安定資金貸付基金を廃止するため、条例を廃止することにしました。

- 2 この条例は、公布の日（平成26年3月4日）から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第16号 中央卸売市場企画担当)

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

- 1 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を改めることにしました。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第17号 福祉局障がい者施策部障がい支援課)

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

- 1 介護給付費等の支給に関する審査会の名称を改めることにしました。

- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第18号 福祉局障がい者施策部障がい支援課)

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

- 1 大阪市立佃保育所を西淀川区佃4丁目に移転することにしました。

- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第19号 こども青少年局保育施策部保育所運営課)

大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

- 1 介護保険法に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準その他必要な事項を定めることにしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第20号 福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

- 1 介護保険法に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準その他必要な事項を定めることにしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第21号 福祉局高齢者施策部介護保険課)

大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

- 1 介護保険法に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めることにしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第22号 福祉局高齢者施策部高齢福祉課)

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例

- 1 法円坂駐車場ほか18駐車場の一時駐車料金の上限額を改定することにしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第23号 建設局管理部管理課)

大阪市エリアマネジメント活動促進条例

- 1 市民等による主体的なまちづくりの推進を図るエリアマネジメント活動に関する計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等について必要な事項を定めることにしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第24号 都市計画局計画部都市計画課)

大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

- 1 事業の事務所の所在地を改めることにしました。
- 2 この条例は、市長が定める日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第25号 都市整備局長吉東部土地区画整理事務所)

大阪市消防長及び消防署長の資格を定める条例

- 1 消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めることにしました。
- 2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第26号 消防局総務部人事課)

大阪市社会教育委員条例の一部を改正する条例

1 社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、社会教育委員の定数を改めることにしました。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第27号 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当)

◇地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例

1 予定価格1億円以上の株式の売払いを、議会の議決すべきものとして定めることにしました。

2 この条例は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市条例第28号 市会事務局議事担当)

公布された規則のあらまし

◇大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則

1 公舎の賃貸料の月額を改定することにしました。

2 この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市規則第11号 人事室人事課)

◇特定基金管理規則の一部を改正する規則

1 大阪市下水道事業振興基金条例の廃止に伴い、規定を整備することにしました。

2 この規則は、公布の日(平成26年3月4日)から施行することにしました。

(平成26年大阪市規則第12号 建設局総務部経理課)

◇生鮮食料品等価格安定資金貸付基金管理規則を廃止する規則

1 生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例の廃止に伴い、規則を廃止することにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この規則は、公布の日(平成26年3月4日)から施行することにしました。

(平成26年大阪市規則第13号 中央卸売市場企画担当)

◇生鮮食料品等価格安定資金貸付規則を廃止する規則

1 生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例の廃止に伴い、規則を廃止することにしました。

2 この規則は、公布の日(平成26年3月4日)から施行することにしました。

(平成26年大阪市規則第14号 中央卸売市場企画担当)

◇大阪市音楽団規則を廃止する規則

1 音楽団が廃止されることに伴い、規則を廃止することにしました。

2 必要な経過措置を講ずることにしました。

3 この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

(平成26年大阪市教育委員会規則第2号 教育委員会事務局生涯学習部音楽団)

◇大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則

- 1 スポーツ（学校における体育に関するものを除く。）及び文化に関する
ことについて教育長が専決できることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

（平成26年大阪市教育委員会規則第3号 教育委員会事務局総務部総務課）

教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に関する規則 の一部を改正する規則

- 1 高等学校及び特別支援学校の校長及び准校長を除く市費負担教員に対する
評価を准校長が行えることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、平成26年4月1日から施行することにしました。

（平成26年大阪市教育委員会規則第4号 教育委員会事務局教務部教職員人事
担当）

公布された規程のあらまし

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程の一部を改 正する規程

- 1 交通局企業職員の平成26年3月の給料月額について、交通局長が本市交通
事業の経営状況その他の事情を考慮し相当の理由があると認める場合におけ
る特例額を定めました。
- 2 この規程は、平成26年3月1日から施行することにしました。

（平成26年大阪市交通事業管理規程第3号 交通局事業管理本部職員部労務課）

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程 の一部を改正する規程

- 1 交通局に勤務する特定任期付企業職員の平成26年3月の給料月額について、
交通局長が本市交通事業の経営状況その他の事情を考慮し相当の理由がある
と認める場合における特例額を定めました。
- 2 この規程は、平成26年3月1日から施行することにしました。

（平成26年大阪市交通事業管理規程第4号 交通局事業管理本部職員部労務課）

条 例

次に掲げる条例を公布する。

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関

する条例の一部を改正する条例

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市御堂筋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を廃止する条例

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成26年3月3日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

大阪市条例第2号

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

A-1地区	店舗、展示場、ホテル及びこれらに附属する建築物以外の建築物。ただし、自動車車庫及び公益上必要なものは除く。
A-2地区	店舗、体育館、劇場、集会場、展示場、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第7号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものを除く。B-1地区の項において同じ。）、ホテルその他これらに類する建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物。ただし、自動車車庫及び公益上必要なものは除く。

」

を

「

A地区	(1) 法別表第2(ち)項第3号及び同表(り)項に掲げるもの
-----	--------------------------------

	(2) 遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第7号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）
--	---

」

に改め、同表B-1地区の項中「遊技場」を「遊技場（風営法第2条第1項第7号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものを除く。）」に改め、同表B-2地区H地区の項中

「

(1) 法別表第2（ち）項第3号及び同表（り）項に掲げるもの
(2) 遊技場（風営法第2条第1項第7号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）

」

を

「

A地区の項に掲げるもの

」

に改め、同表D地区E地区F地区G地区の項中「B-2地区H地区」を「A地区」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平26. 3. 3 揭示済)



大阪市条例第3号

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

大阪市北野都島線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市北野今市線沿道地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

第1条中「平成11年大阪市告示第112号」を「平成26年大阪市告示第30号」に、「北野都島線沿道地区地区計画」を「北野今市線沿道地区地区計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26. 3. 3 揭示済)

大阪市条例第4号

大阪市御堂筋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を廃止する条例

大阪市御堂筋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年大阪市条例第77号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平26. 3. 3 揭示済)

大阪市条例第5号

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、平成26年大阪市告示第32号に定める御堂筋本町北地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、地区計画の区域内の建築物又はその敷地に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- (1) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの
- (2) 法別表第2（ち）項第3号に掲げるもの
- (3) 法別表第2（を）項第2号及び第3号に掲げるもの（この条例の施行の際現にこれらのものが存する敷地に建築するものを除く。）

2 市長は、前項ただし書の規定による許可（以下この項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、大阪市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次に掲げる要件に該当するものについて特例許可をする場合においては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること

(2) 増築又は改築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと

3 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

（建築物の容積率の最低限度）

第4条 建築物（その敷地面積が500平方メートル未満のものを除く。）の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値以上でなければならない。ただし、学校及びこの条例の施行の際現に法別表第2（い）項第5号に掲げるものが存する敷地に建築する同号に掲げるものについては、この限りでない。

(1) その敷地面積が500平方メートル以上1,500平方メートル未満の建築物の容積率 10分の30

(2) その敷地面積が1,500平方メートル以上の建築物の容積率 10分の50

（建ぺい率の最高限度）

第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合は、10分の8（法第53条第3項第2号に掲げる建築物にあっては10分の9）を超えてはならない。ただし、耐火建築物（法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）については、この限りでない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第6条 建築物の敷地面積は、1,500平方メートル以上でなければならない。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。

(1) その敷地が都市計画道路御堂筋線に接しない建築物

(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合においては、同項

の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) この条例を改正する条例による改正（この条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する条例を制定することを含む。）後の前項の規定の適用の際、同項の規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に相当する従前の規定に違反することとなる土地
- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

（建築物の建築面積の最低限度）

第7条 建築物の建築面積は、400平方メートル以上でなければならない。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) その敷地面積が500平方メートル未満の建築物
- (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの（壁面の位置の制限）

第8条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する門若しくは扉で高さが2メートルを超えるものは、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物又はその部分については、この限りでない。

- (1) その敷地面積が500平方メートル未満の建築物（その敷地が都市計画道路御堂筋線に接しないものに限る。）
- (2) この条例の施行の際現に法別表第2（い）項第5号に掲げるものが存する敷地内の同号に掲げるものに附属する門又は扉
- (3) 歩行者の利便に供する施設
- (4) 地盤面下の部分

- (5) 建築物の外壁の高さ（大阪湾最低潮位面からの高さ3.2メートルにおける水平面からの高さをいう。次条及び第10条において同じ。）48メートルを超え、50メートル以下の範囲における突出部

（建築物の高さの最高限度）

第9条 建築物の高さは、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める値を超えてはならない。

- (1) その敷地が都市計画道路御堂筋線に接する建築物 建築物の高さ50メートルを超える部分の外壁から都市計画道路御堂筋線の反対側の境界線から4メートルだけ外側の線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離に2を乗じて得た値

- (2) その他の建築物 112メートル

2 前項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さを算入する。

3 第1項の建築物の高さには、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物の高さを算入する。

4 都市再生特別地区（法第2条第21号に規定する都市再生特別地区をいう。）内の建築物については、第1項の規定は、適用しない。

（建築物の高さの最低限度）

第10条 建築物の高さは、50メートル以上でなければならない。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) その敷地が都市計画道路御堂筋線に接しない建築物

- (2) その敷地面積が500平方メートル未満の建築物

- (3) この条例の施行の際現に法別表第2（い）項第5号に掲げるものが存する敷地に建築する同号に掲げるもの

- (4) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

- (5) 附属建築物で地階を除く階数が2以下のもの

2 前項の建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の高さは、算入しない。

3 第1項の建築物の高さには、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物の高さは、算入しない。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

第11条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時（法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築

- 後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第5条の規定に適合すること
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと
 - (3) 増築後の第3条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと
 - (4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと
- 2 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により第4条又は第7条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条又は第7条の規定は、適用しない。
- (1) 増築後の建築面積及び延べ面積が基準時（法第3条第2項の規定により第4条又は第7条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条又は第7条の規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。第4号において同じ。）における建築面積及び延べ面積の1.5倍を超えないこと
 - (2) 増築後の容積率が第4条に規定する容積率の最低限度の3分の2を超えないこと
 - (3) 増築後の建築面積が第7条に規定する建築面積の最低限度の3分の2を超えないこと
 - (4) 改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超えないこと
- 4 法第3条第2項の規定により第8条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合においては、当該建築物のうち増築又は改築をした部分以外の部分に対しては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第8条の規定は、適用しない。
- 5 法第3条第2項の規定により第10条第1項の規定の適用を受けない建築物について、増築（増築後の延べ面積が基準時（法第3条第2項の規定により第10条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第10条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。）

における延べ面積の1.5倍を超えないものに限る。)又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第10条第1項の規定は、適用しない。

- 6 法第3条第2項の規定により第4条、第7条、第8条又は第10条第1項の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条、第7条、第8条又は第10条第1項の規定は、適用しない。

(公益上必要な建築物の特例)

第12条 市長がこの条例の規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、当該規定は、適用しない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第6条第1項の規定に違反した場合(次号に規定する場合を除く。)における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第6条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第4条、第5条、第7条、第8条、第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
- (4) 法第87条第2項において準用するこの条例の第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。

(施行の細目)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26.3.3 揭示済)

大阪市条例第6号

大阪市御堂筋本町南地区地区計画の区域内における建築物の制限

に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、平成26年大阪市告示第33号に定める御堂筋本町南地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この条例は、地区計画の区域内の建築物又はその敷地に適用する。

(建築物の用途の制限)

第3条 次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

- (1) 法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの
- (2) 法別表第2（ち）項第3号に掲げるもの
- (3) 次に掲げる建築物。ただし、都市計画道路御堂筋線に接しない敷地並びにこの条例の施行の際現に法別表第2（を）項第2号及び第3号に掲げるものが存する敷地に建築するものを除く。

ア 住宅、寄宿舍又は下宿

イ 共同住宅で次に掲げるもの

(ア) 階数（建築物の階数に算入されることとなる昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分及び地階を除いた階数をいう。以下この項及び次項において同じ。）が2以下のもの

(イ) 階数が3以上で、かつ、上層階以外の階に住戸の用に供する部分が存するもの

2 前項第3号イ(イ)の上層階とは、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める階をいう。

- (1) 階数が9以上の建築物 最上階（昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分がある建築物にあつては、当該屋上部分の直下階。以下この項において同じ。）及び最上階から数えた階数が2以上で建築物の階数に3分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）以内の階
- (2) 階数が6以上8以下の建築物 最上階及び最上階から数えた階数が2の階
- (3) 階数が5以下の建築物 最上階

3 市長は、第1項ただし書の規定による許可（以下この項において「特例許可」という。）をする場合においては、あらかじめ、特例許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、大阪市建築審査会の意見を聴かなければならない。ただし、特例許可を受けた建築物の増築、改築又は移転で次に掲げる要件に該当するものについて特例許可をする場合においては、この限りでない。

- (1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における敷地内におけるものであること
 - (2) 増築又は改築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと
- 4 市長は、前項の規定による公開による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに公開による意見の聴取の期日及び場所を期日の3日前までに公告しなければならない。

(建築物の容積率の最低限度)

第4条 建築物（その敷地面積が500平方メートル未満のものを除く。）の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値以上でなければならない。ただし、この条例の施行の際現に法別表第2（い）項第5号に掲げるものが存する敷地に建築する同号に掲げるものについては、この限りでない。

- (1) その敷地面積が500平方メートル以上1,500平方メートル未満の建築物の容積率 10分の30
 - (2) その敷地面積が1,500平方メートル以上の建築物の容積率 10分の50
- (建ぺい率の最高限度)

第5条 建築物の建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合は、10分の8（法第53条第3項第2号に掲げる建築物にあっては10分の9）を超えてはならない。ただし、耐火建築物（法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）については、この限りでない。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第6条 建築物の敷地面積は、1,500平方メートル以上でなければならない。ただし、次に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。

- (1) その敷地が都市計画道路御堂筋線に接しない建築物
- (2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの

2 前項の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) この条例を改正する条例による改正（この条例を廃止すると同時に新たにこれに相当する条例を制定することを含む。）後の前項の規定の適用の際、同項の規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規

定に相当する従前の規定に違反することとなる土地

- (2) 前項の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合するに至った土地

3 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合には、同項の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地

- (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

(建築物の建築面積の最低限度)

第7条 建築物の建築面積は、400平方メートル以上でなければならない。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

- (1) その敷地面積が500平方メートル未満の建築物
(2) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの(既存の建築物に対する制限の緩和)

第8条 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合には、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第3条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては改正前の同項の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに第5条の規定に適合すること
(2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと
(3) 増築後の第3条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超え

ないこと

- (4) 用途の変更（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の18第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと
- 2 法第3条第2項の規定により第3条第1項の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第3条第1項の規定は、適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により第4条又は第7条の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条又は第7条の規定は、適用しない。
 - (1) 増築後の建築面積及び延べ面積が基準時（法第3条第2項の規定により第4条又は第7条の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条又は第7条の規定（これらの規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。第4号において同じ。）における建築面積及び延べ面積の1.5倍を超えないこと
 - (2) 増築後の容積率が第4条に規定する容積率の最低限度の3分の2を超えないこと
 - (3) 増築後の建築面積が第7条に規定する建築面積の最低限度の3分の2を超えないこと
 - (4) 改築に係る部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超えないこと
- 4 法第3条第2項の規定により第4条又は第7条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条又は第7条の規定は、適用しない。

（公益上必要な建築物の特例）

第9条 市長がこの条例の規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、当該規定は、適用しない。

（罰則）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第6条第1項の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
- (2) 建築物を建築した後に当該建築物の敷地面積を減少させたことにより、第6条第1項の規定に違反することとなった場合における当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者
- (3) 第4条、第5条又は第7条の規定に違反した場合における当該建築物の

設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

- (4) 法第87条第2項において準用するこの条例の第3条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項の罰金刑を科する。

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26. 3. 3 揭示済)

次に掲げる条例を公布する。

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

大阪市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

大阪市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例等の一部を改正する条例

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

大阪市下水道事業振興基金条例を廃止する条例

大阪市環境保全設備資金融資基金条例を廃止する条例

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例を廃止する条例

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例
 大阪市エリアマネジメント活動促進条例
 大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する
 条例
 大阪市消防長及び消防署長の資格を定める条例
 大阪市社会教育委員条例の一部を改正する条例
 平成26年3月4日

大阪市長職務代理者
 大阪市副市長 村上龍一

大阪市条例第7号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例
 執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）の一部を次
 のように改正する。
 第1条の2の表大阪府の項中

「

大阪府市規制改革 会議	本市及び大阪府の成長戦略の推進及び大阪の産業の活 性化等に資するための規制緩和及び制度の改善につい ての調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事 務
大阪府市医療戦略 会議	本市及び大阪府の医療及び保健に関する施策の在り方 並びにこれらに関連する産業の振興の方向性等に関す る事項の調査審議及び市長に対する意見の具申に関す る事務
大阪府市新大学構 想会議	本市及び大阪府における公立大学の在り方についての 調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務

」

を

「

大阪府市新大学構 想会議	本市及び大阪府における公立大学の在り方についての 調査審議及び市長に対する意見の具申に関する事務
-----------------	---

」

に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第8号

大阪市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

大阪市土地利用審査会条例（昭和49年大阪市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第3項中「及び3人以上の委員の出席がなければ」を「を含む過半数の委員が出席しなければ」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員7人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（平26. 3. 4 揭示済）

大阪市条例第9号

大阪市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

大阪市青少年問題協議会条例（昭和28年大阪市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「35名」を「20人」に改め、同条第2項中「命じ又は」を削り、同項中第4号を次のように改める。

(4) その他市長が適当と認める者

第2条第2項に項番号を付す。

第3条を次のように改める。

（会長）

第3条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第4条を削る。

第5条中「第2条第2項第3号の」を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「さまたげない」を「妨げない」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「協議会に、」を削り、「調査させる」を「調査審議させる」に、「専門委員」を「協議会に専門委員」に改め、同条第2項中「及び本市職員」を「その他市長が適当と認める者」に改め、「命じ又は」を削り、同項に項番号を付し、同条に次の1項を加える。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「(会議)」に改め、同条中第2項を第3項とし、同項に項番号を付し、同条第1項中「委員の半数以上の出席がなければ」を「会長(会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者)を含む半数以上の委員が出席しなければ」に改め、同項を第2項とし、同項に項番号を付し、同条に第1項として次の1項を加える。

協議会は、会長が招集する。

第7条を第6条とする。

第8条の見出しを「(施行の細目)」に改め、同条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第7条とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第10号

職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職管理に関する条例(平成24年大阪市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「ともに」を「ともに、当該報告に係る職員であった者のうち」に、「(退職手当通算離職者を除く。)」を「及び本市と営利企業等(当該報告に係る職員であった者が離職後に再就職したものに限り。)」との間の契約(人事委員会規則で定める契約に限る。)の締結について本市において自らに関与した者として人事委員会規則で定める者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日の前日以後に離職した職員であった者について適用し、同日前に離職した職員であった者については、なお従前の例による。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第11号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例等の一部を改正する条例

(大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部改正)

第1条 大阪市非常勤職員公務災害等補償条例(昭和42年大阪市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大阪市立障害者就労支援施設条例の一部改正)

第2条 大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第15条第1号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に改める。

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第3条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「同条第11項」を「同条第10項」に、「同条第13項」を「同条第12項」に、「第5条第17項」を「第5条第16項」に、「同条第18項」を「同条第17項」に改める。

第3条第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(大阪市立障害児入所施設条例の一部改正)

第4条 大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

(大阪市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第5条 大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同条第5号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改める。

(大阪市立住まい情報センター条例の一部改正)

第6条 大阪市立住まい情報センター条例（平成11年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第5項第3号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(消防協力者等損害補償条例の一部改正)

第7条 消防協力者等損害補償条例（昭和41年大阪市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第12号

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定める条例
の一部を改正する条例

地方独立行政法人大阪市立工業研究所の重要な財産を定める条例（平成20年大阪市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」を「条例は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る」に、「第44条第1項の規定により地方独立行政法人大阪市立工業研究所」を「第6条第4項及び第44条第1項」に改める。

第2条の見出しを「(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可の申請の日における帳簿価格(現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額)が500,000円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが不相当であると認められるものを除く。)とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第13号

公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人大阪市立大学の重要な財産を定める条例(平成18年大阪市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」を「条例は、公立大学法人大阪市立大学に係る」に、「第44条第1項の規定により公立大学法人大阪市立大学」を「第6条第4項及び第44条第1項」に改める。

第2条の見出しを「(法第44条第1項の条例で定める重要な財産)」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(法第6条第4項の条例で定める重要な財産)

第2条 法第6条第4項の条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可の申請の日における帳簿価格(現金及び預金にあっては、当該申請の日におけるその額)が500,000円以上の財産(その性質上同条の規定により処分することが不相当であると認められるものを除く。)とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第14号

大阪市下水道事業振興基金条例を廃止する条例

大阪市下水道事業振興基金条例(平成3年大阪市条例第10号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第15号

大阪市環境保全設備資金融資基金条例を廃止する条例

大阪市環境保全設備資金融資基金条例（昭和42年大阪市条例第13号）は、廃止する。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第16号

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例を廃止する条例

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金条例（昭和49年大阪市条例第43号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第17号

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「除く。）」を「除く。）及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第3条から第5条まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第18号

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行条例の一部を改正する条例

大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年大阪市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（大阪市障害支援区分認定審査会）」に改め、同条第1項中「大阪市障害程度区分認定審査会」を「大阪市障害支援区分認定審査会」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（平26. 3. 4 揭示済）

大阪市条例第19号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表保育所の項中「佃2丁目」を「佃4丁目」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（平26. 3. 4 揭示済）

大阪市条例第20号

大阪市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（基準該当居宅介護支援に関する基準）

第3条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第30条において準用する指定居宅介護支援等基準第1条の2から第16条まで、第17

条第1項、第18条から第25条まで、第26条（第6項及び第7項を除く。）、第27条、第28条及び第29条第1項に定めるところによる。

（基準該当居宅介護支援に係る管理者の責務）

第4条 基準該当居宅介護支援の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、指定居宅介護支援等基準第30条において準用する指定居宅介護支援等基準第4条から第16条まで、第17条第1項、第18条から第25条まで、第26条（第6項及び第7項を除く。）、第27条、第28条及び第29条第1項に係る部分並びに次条の規定を当該事業所の介護支援専門員（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（基準該当居宅介護支援に係る記録の整備）

第5条 基準該当居宅介護支援事業者は、利用者に対する基準該当居宅介護支援の提供に関する指定居宅介護支援等基準第30条において準用する指定居宅介護支援等基準第29条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

（法第79条第2項第1号の条例で定める者）

第6条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

（指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準）

第7条 法第81条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、次条及び第9条に定めるもののほか、指定居宅介護支援等基準（第17条第2項、第29条第2項及び第30条を除く。）に定めるところによる。

（指定居宅介護支援に係る管理者の責務）

第8条 指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の管理者は、前条に定める基準のうち、指定居宅介護支援等基準第4条から第16条まで、第17条第1項、第18条から第28条まで及び第29条第1項に係る部分並びに次条の規定を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（指定居宅介護支援に係る記録の整備）

第9条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する指定居宅介護支援等基準第29条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

（指定居宅介護支援等基準等の改正に伴う経過措置）

第10条 指定居宅介護支援等基準（指定居宅介護支援等基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定居宅介護支援等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第21号

大阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）
の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定
めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基準該当介護予防支援に関する基準)

第3条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準は、次条及び第5条に定め
るもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予
防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18
年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第32条
において準用する指定介護予防支援等基準第1条の2から第11条まで、第13
条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第24条まで、第25条（第6項
及び第7項を除く。）、第26条、第27条、第28条第1項及び第29条から第31
条までに定めるところによる。

(基準該当介護予防支援に係る管理者の責務)

第4条 基準該当介護予防支援の事業を行う者（以下「基準該当介護予防支援
事業者」という。）が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準
のうち、指定介護予防支援等基準第32条において準用する指定介護予防支援
等基準第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17
条から第24条まで、第25条（第6項及び第7項を除く。）、第26条、第27条、
第28条第1項及び第29条から第31条までに係る部分並びに次条の規定を当該
事業所の担当職員（指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員をい
う。以下同じ。）その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うも
のとする。

(基準該当介護予防支援に係る記録の整備)

第5条 基準該当介護予防支援事業者は、利用者に対する基準該当介護予防支
援の提供に関する指定介護予防支援等基準第32条において準用する指定介護

予防支援等基準第28条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第6条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第7条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定介護予防支援等基準第12条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、次条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第1条の2、第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条までに係る部分並びに第9条及び第10条の規定を遵守するよう措置させなければならないこと

(指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第8条 法第115条の24第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護予防支援の事業の運営に関する基準及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前条、次条及び第10条に定めるもののほか、指定介護予防支援等基準（第12条、第16条第2項、第28条第2項及び第32条を除く。）に定めるところによる。

(指定介護予防支援に係る管理者の責務)

第9条 指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の管理者は、前条に定める基準のうち、指定介護予防支援等基準第4条から第11条まで、第13条から第15条まで、第16条第1項、第17条から第27条まで、第28条第1項及び第29条から第31条までに係る部分並びに第7条及び次条の規定を当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(指定介護予防支援に係る記録の整備)

第10条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する指定介護予防支援等基準第28条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

(指定介護予防支援等基準等の改正に伴う経過措置)

第11条 指定介護予防支援等基準（指定介護予防支援等基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護予防支援等の事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第22号

大阪市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66に定めるところによる。

(施行規則等の改正に伴う経過措置)

第4条 施行規則（施行規則を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している地域包括支援センターが当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第23号

大阪市立駐車場条例の一部を改正する条例

大阪市立駐車場条例（昭和40年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第1号中「300円」を「350円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第24号

大阪市エリアマネジメント活動促進条例

(目的)

第1条 この条例は、エリアマネジメント活動（市民、事業者、土地又は建物の所有者等（以下「市民等」という。）による主体的なまちづくりの推進を図る活動をいう。以下同じ。）に関する計画の認定、当該計画の実施に要する費用の交付等に関する事項を定めることにより、市民等の発意と創意工夫を活かした質の高い公共的空間の創出及び維持発展を促進し、もって都市の魅力の向上に資することを目的とする。

(地区運営計画の認定)

第2条 認定都市利便増進協定（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第72条の5に規定する認定都市利便増進協定をいう。以下同じ。）に基づき、当該認定都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設（法第46条第13項に規定する都市利便増進施設をいう。以下同じ。）の一体的な整備又は管理を行おうとする都市再生整備推進法人（法第73条第1項の規定により指定された都市再生整備推進法人をいう。以下同じ。）は、その行おうとする都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画（以下「地区運営計画」という。）を作成し、市規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その地区運営計画の認定の申請をすることができる。ただし、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う区域における地区計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号の地区計画をいう。以下同じ。）において、エリアマネジメント活動により適切に都市施設の整備又は管理を行うこととする旨が、当該区域の整備、開発及び保全に関する方針として定められている場合に限る。

2 地区運営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う区域及びその面積
- (2) 前号の区域における都市施設の現状及び課題
- (3) 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の目的及び内容
- (4) 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行う期間（以下「整備等実施期間」という。）
- (5) 都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する収支計画
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 整備等実施期間は、5年を超えないものとする。ただし、第1項の認定を受けた都市再生整備推進法人（以下「エリアマネジメント団体」という。）が、当該認定を受けた地区運営計画（次条第1項の規定による変更があったときは、当該変更後のもの。以下「認定地区運営計画」という。）に係る整備等実施期間の終了後に、同一の認定都市利便増進協定に基づき、継続して

都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行おうとする場合にあっては、整備等実施期間は、7年を超えないものとする。

4 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、その地区運営計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 第1項ただし書に規定する地区計画の内容に適合していること
- (2) 整備等実施期間が当該都市利便増進施設に係る認定都市利便増進協定の有効期間内であること
- (3) 当該都市利便増進施設に係る認定都市利便増進協定の内容に適合していること
- (4) 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が公共性の高いものであって、かつ、都市機能の増進に寄与するものであると認められること
- (5) 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が円滑かつ確実に実施されると認められるものであること

5 市長は、第1項の認定をしたときは、第6条第1項の規定による交付に要する費用に充てるための分担金の徴収に関する条例の制定のために必要な手続をとるものとする。

(地区運営計画の変更)

第3条 エリアマネジメント団体は、認定地区運営計画の変更をしようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の規定は、前項の認定の申請があった場合について、準用する。

(地区運営計画の廃止)

第4条 エリアマネジメント団体は、認定地区運営計画の廃止をしようとするときは、市規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(年度計画の認定)

第5条 エリアマネジメント団体は、認定地区運営計画に係る整備等実施期間の各年度ごとに、当該年度における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画（以下「年度計画」という。）を作成し、市規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その年度計画の認定の申請をしなければならない。

2 年度計画には、当該年度内に実施する都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の内容及び当該整備又は管理に関する収支計画を具体的に記載しなければならない。

3 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、その年度計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

- (1) 当該年度計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が認定

地区運営計画の内容に照らし適切なものであると認められること

- (2) 当該年度計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が円滑かつ確実に実施されると認められるものであること
- (3) 次条第3項の分担金の徴収に関する事項を定めた条例が制定されていること

(費用の交付等)

第6条 本市は、前条第1項の認定を受けたエリアマネジメント団体に対し、市長が定めるところにより、当該認定を受けた年度計画（以下「認定年度計画」という。）に基づき実施される都市利便増進施設の一体的な整備又は管理（以下「認定整備等」という。）に要する費用に相当する額を交付するものとする。

2 本市は、前項の規定による交付に要する費用に充てるため、認定整備等の実施により利益を受ける者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金を徴収するものとする。

3 前項の分担金の徴収に関する事項については、別に条例で定める。

(実績報告)

第7条 エリアマネジメント団体は、各年度の認定整備等の終了後、市規則で定めるところにより、認定整備等に関する実績報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 認定整備等の実施状況
- (2) 認定整備等の実施に係る収支状況
- (3) 認定整備等の実施の効果
- (4) その他市長が必要と認める事項

(是正措置等)

第8条 市長は、前条第1項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、エリアマネジメント団体に対し、認定整備等の実施状況及び実施に係る収支状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告の内容を審査した結果、認定整備等を継続して行うのに支障があると認めるときは、エリアマネジメント団体に対し、認定整備等の実施に関し必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(地区運営計画の認定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、認定地区運営計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 不正又は虚偽の申請により第2条第1項の認定、第3条第1項の認定又は第5条第1項の認定を受けたとき
- (2) 第7条第1項の実績報告書の提出をせず、若しくは虚偽の実績報告書の提出をし、又は前条第1項の報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき
- (3) 前条第2項に規定する必要な措置を講じないとき
- (4) エリアマネジメント団体が都市再生整備推進法人の指定を取り消された

とき

- (5) 当該認定地区運営計画に係る認定都市利便増進協定の認定が取り消されたとき
- (6) 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を継続して行うことが不可能であると認められるとき
- (7) その他第2条第4項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認められるとき

2 市長は、前項の規定による認定の取消しを行ったときは、当該認定地区運営計画に係る認定年度計画の認定を取り消すものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第25号

大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行規程の一部
を改正する条例

大阪都市計画事業長吉東部地区土地区画整理事業施行規程（平成6年大阪市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条中「大阪市平野区長吉戸出5丁目3番66号 長吉東部土地区画整理事務所」を「大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所内」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第26号

大阪市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成25年政令第263号）第1条第1号及び第3号に定めるとおりとする。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

大阪市条例第27号

大阪市社会教育委員条例の一部を改正する条例

大阪市社会教育委員条例（昭和25年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第2項及び第3項に項番号を付し、同条を第4条とする。

第2条中「30人」を「20人」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)

次に掲げる条例を公布する。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例

平成26年3月4日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍一

大阪市条例第28号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決す

べき事件は、別に定めがあるもののほか、株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平26.3.4 揭示済)

規 則

次に掲げる規則を公布する。

大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則

平成26年2月28日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村 上 龍 一

大阪市規則第11号

大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市公舎貸与条例施行規則（昭和31年大阪市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「掲げる額」を「定める金額」に改め、同項の表中「536円」を「589円」に、「398円」を「431円」に、「623円」を「705円」に、「483円」を「529円」に、「934円」を「1,058円」に、「621円」を「684円」に、「1,035円」を「1,212円」に、「720円」を「812円」に、「1,206円」を「1,413円」に、「885円」を「994円」に改め、同条第3項中「公舎建築後の経過年数欄」を「公舎の所在地欄に掲げる公舎の所在地及び同表の公舎建築後の経過年数欄に掲げる公舎建築後の経過年数」に、「掲げる額」を「定める金額」に改める。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 単身赴任者（職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員をいう。）に貸与する公舎については、大阪市公舎貸与条例施行規則の一部を改正する規則（平成26年大阪市規則第11号）による改正前のこの規則第2条第2項及び第3項並びに別表の規定による同条第2項の1平方メートル当たりの基準賃貸料の額を第2条第2項の1平方メートル当たりの基準賃貸料の額とみなして、同項の規定を適用し、同条第3項及び別表の規定は適用しない。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

公舎の所在地	公舎建築後の経過年数	金額				
		公舎の延べ面積が55平方メートル未満である場合	公舎の延べ面積が55平方メートル以上70平方メートル未満である場合	公舎の延べ面積が70平方メートル以上80平方メートル未満である場合	公舎の延べ面積が80平方メートル以上100平方メートル未満である場合	公舎の延べ面積が100平方メートル以上である場合
特別区の区域	5年以上10年未満	36円	44円	52円	61円	77円
	10年以上15年未満	64円	79円	92円	109円	137円
	15年以上20年未満	115円	141円	165円	198円	247円
	20年以上25年未満	141円	175円	203円	245円	305円
	25年以上30年未満	164円	203円	236円	284円	354円
	30年以上35年未満	184円	227円	265円	319円	397円
	35年以上40年未満	201円	249円	291円	351円	436円
	40年以上45年未満	217円	268円	314円	379円	471円
	45年以上50年未満	230円	284円	333円	402円	499円
	50年以上	250円	309円	361円	435円	541円
特別区の区域以外の区域	5年以上10年未満	36円	44円	52円	61円	76円
	10年以上15年未満	64円	79円	92円	109円	137円

15年以上 20年未満	115円	141円	165円	198円	247円
20年以上 25年未満	141円	175円	203円	245円	305円
25年以上 30年未満	164円	203円	236円	285円	354円
30年以上 35年未満	184円	227円	265円	320円	397円
35年以上 40年未満	201円	249円	291円	351円	436円
40年以上 45年未満	217円	268円	314円	379円	470円
45年以上 50年未満	230円	284円	333円	402円	499円
50年以上	250円	309円	361円	436円	541円

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(平26. 2. 28揭示済)



次に掲げる規則を公布する。

特定基金管理規則の一部を改正する規則

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金管理規則を廃止する規則

生鮮食料品等価格安定資金貸付規則を廃止する規則

平成26年3月4日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍一



大阪市規則第12号

特定基金管理規則の一部を改正する規則

特定基金管理規則（昭和39年大阪市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第32号までを1号ずつ繰り

上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)



大阪市規則第13号

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金管理規則を廃止する規則

生鮮食料品等価格安定資金貸付基金管理規則（昭和49年大阪市規則第53号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成25年度の基金の運用状況調書については、この規則による廃止前の生鮮食料品等価格安定資金貸付基金管理規則第2条の規定は、なおその効力を有する。

(平26. 3. 4 揭示済)



大阪市規則第14号

生鮮食料品等価格安定資金貸付規則を廃止する規則

生鮮食料品等価格安定資金貸付規則（昭和49年大阪市規則第54号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平26. 3. 4 揭示済)



大阪市音楽団規則を廃止する規則を公布する。

平成26年3月14日

大阪市教育委員会
委員長 大森不二雄

大阪市教育委員会規則第2号

大阪市音楽団規則を廃止する規則

大阪市音楽団規則（昭和32年大阪市教育委員会規則第4号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の期間に係る大阪市音楽団の使用料については、な

お従前の例による。



大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月14日

大阪市教育委員会
委員長 大森不二雄

大阪市教育委員会規則第3号

大阪市教育委員会教育長専決規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会教育長専決規則（昭和41年大阪市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「関すること」を「関すること（スポーツ（学校における体育に関するものを除く。）及び文化に関するものを除く。以下次号から第4号まで及び第7号において同じ。）」に改め、同条第4号中「法、条例又は規則」を「法又は条例」に改め、「（スポーツ推進審議会委員を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。



教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月14日

大阪市教育委員会
委員長 大森不二雄

大阪市教育委員会規則第4号

教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会所管の学校の教育職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

高等学校	校長、准校長	教育長
	教頭、教諭、養護教諭、実習助手	校長
特別支援学校	実習助手	校長

」

を

「

高等学校	校長、准校長	教育長
------	--------	-----

	教頭、教諭、養護教諭、実習助手	校長、准校長
特別支援学校	実習助手	校長、准校長

に改める。

第4条中「前条の規定により開示を受けた」を削る。

第5条第1項中「校長及び園長」を「校長、准校長及び園長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

企業管理規程

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年2月28日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第3号

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局企業職員の給与に関する規程等の特例に関する規程（平成25年大阪市交通事業管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 大阪市交通局長が本市交通事業の経営状況その他の事情を考慮し、経営見通しの好転など相当の理由があると認める場合における給与規程別表第1から別表第3までの規定の適用を受ける職員（再任用職員その他別に定める者を除く。）の給料の月額は、平成26年3月分に限り、第1条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を同条に定める額に加えた額とする。この場合における第2条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条及び附則第2項」とする。

- (1) 第1条第1号に掲げる職員 100,000円
- (2) 第1条第2号に掲げる職員 75,000円
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 50,000円

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

(平26. 2. 28揭示済)

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年2月28日

大阪市交通局長 藤本 昌信

大阪市交通事業管理規程第4号

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市交通局任期付企業職員の給与の特例に関する規程の特例に関する規程（平成24年大阪市交通事業管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 大阪市交通局長が本市交通事業の経営状況その他の事情を考慮し、経営見通しの好転など相当の理由があると認める場合における規程第2条第1項に規定する特定任期付企業職員（別に定める者を除く。）の給料の月額は、平成26年3月分に限り、第1条の規定にかかわらず、同条に定める額に100,000円を加えた額とする。この場合における第2条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「前条及び附則第3項」とする。

附 則

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

（平26. 2. 28揭示済）

告 示

大阪市告示第297号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づき次の1のとおり環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）の提出を受け、条例第14条の規定に基づき対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）を次の2のとおり定め、その旨を事業者に通知したので、条例第15条第1項に基づき準備書及び要約書の提出を受けた旨並びに関係地域を公告する。

なお、準備書及び要約書の写しの縦覧並びに条例第17条第1項の規定に基づく準備書についての意見書（以下「意見書」という。）の提出の概要は次の3のとおりとする。

平成26年2月28日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍 一

1 準備書及び要約書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役・社長 藤原 崇起
大阪市福島区海老江1丁目1番24号

イ 阪急電鉄株式会社 取締役社長 角 和夫
大阪市北区芝田1丁目16番1号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

ア 名称

梅田1丁目1番地計画

イ 種類

建築基準法第2条第1号に規定する建築物の新築の事業

ウ 規模

延べ面積 約260,000m²、建築物の高さ 約190m

(3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市北区梅田1丁目1番 他

(4) 提出年月日

平成26年2月12日

2 関係地域

大阪市北区

3 準備書及び要約書の写しの縦覧等の概要

(1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

大阪市鶴見区緑地公園2番135号

ウ 阪神電気鉄道株式会社不動産事業本部開発営業室

大阪市北区梅田1丁目12番39号 新阪急ビル5階

エ 大阪市北区役所経営戦略室（企画グループ）

大阪市北区扇町2丁目1番27号 北区役所4階

オ 大阪市環境局総務部

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

(2) 縦覧期間

平成26年2月28日（金）から同年3月27日（木）まで

(3) 縦覧時間

ア 大阪市環境局環境管理部、大阪市北区役所経営戦略室、大阪市環境局
総務部

日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

イ 大阪市立環境学習センター（生き生き地球館）

月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）を除く午前10時から午後8時
30分まで（日曜日、土曜日、祝日の場合は午後5時まで）

ウ 阪神電気鉄道株式会社不動産事業本部開発営業室

日曜日、土曜日、祝日を除く午前9時30分から午後5時まで

(4) 意見書の提出方法

準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、市長又は事業者に対し、書面により意見を述べることができる。

意見書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

(5) 意見書の提出先

ア 市長に対する意見

大阪市環境局環境管理部環境管理課

〒559 - 0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T CビルO's 棟南館5階

TEL (06) 6615 - 7938 FAX (06) 6615 - 7949

イ 事業者に対する意見

阪神電気鉄道株式会社不動産事業本部開発営業室

〒530 - 0001 大阪市北区梅田1丁目12番39号 新阪急ビル4階

TEL (06) 4796 - 4080 FAX (06) 4796 - 4099

(6) 意見書の提出期限

平成26年4月10日（木）

（環境局環境管理部環境管理課）

（平26.2.28揭示済）

大阪市告示第319号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例（平成26年大阪市条例第19号）は、平成26年3月17日から施行する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍一

（こども青少年局保育施策部保育所運営課）

大阪市告示第320号

大阪市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（平成25年大阪市条例第93号）は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者
大阪市の副市長 村上 龍一
(教育委員会事務局教務部学校保健担当)

大阪市告示第321号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者
大阪市の副市長 村上 龍一

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス高見店
大阪市此花区高見1丁目1番106 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年10月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,766㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物東側	70台
敷地東側（自動二輪車）	3台
合計	73台（うち自動二輪車3台）

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物南側	49台
敷地東側	29台（うち原動機付自転車8台）
合計	78台（うち原動機付自転車8台）

③ 荷さばき施設の面積

40㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

13.5㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

2 届出年月日

平成26年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

② 大阪市此花区役所市民協働課

大阪市此花区春日出北1丁目8番4号 大阪市此花区役所3階

(2) 期間

平成26年3月14日（金）から同年7月14日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年7月14日（月）

(2) 提出先

上記3(1)①及び②に同じ

(経済戦略局産業振興部地域産業課)

大阪市告示第322号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ドラッグコスモス平野長吉店
 大阪市平野区长吉六反1丁目29街区3画地 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
 福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成26年10月29日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,492㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物西側	55台
敷地北東側（自動二輪車）	2台
合計	57台（うち自動二輪車2台）

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物西側	20台
敷地南西側	46台
敷地北東側（原動機付自転車）	8台
合計	74台（うち原動機付自転車8台）

③ 荷さばき施設の面積

28㎡

④ 廃棄物等の保管施設の容量

13.2㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時

2 届出年月日

平成26年2月28日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

② 大阪市平野区役所まちづくり協働課

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 大阪市平野区役所2階

(2) 期間

平成26年3月14日(金)から同年7月14日(月)まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成26年7月14日(月)

(2) 提出先

上記3(1)①及び②に同じ

(経済戦略局産業振興部地域産業課)

大阪市告示第323号

大阪城天守閣について、大阪城天守閣条例(昭和24年条例第59号)第6条第2項により読み替えられた第5条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間

の変更を承認したので、第6条第2項の規定により読み替えられた第5条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

月 日	供 用 時 間
平成26年3月21日（金・祝）から 同年4月6日（日）まで	午前9時から午後7時まで
平成26年4月26日（土）から 同年5月6日（火・振休）まで	午前9時から午後6時まで

（経済戦略局文化部文化課）

大阪市告示第324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立北スポーツセンターほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立北スポーツセンター

大阪市立扇町プール

大阪市立下福島プール

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都品川区東品川4丁目10番1号

株式会社 コナミスポーツ&ライフ

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

大阪市告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立都島スポーツセンターほか3施設について、次のとおり指定管理者を指

定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立都島スポーツセンター

大阪市立福島スポーツセンター

大阪市立平野スポーツセンター

大阪市立平野屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ&ライフ・アズビル共同事業体

構成員 株式会社 コナミスポーツ&ライフ

アズビル株式会社

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第326号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立此花スポーツセンターほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立此花スポーツセンター

大阪市立都島屋内プール

大阪市立中央屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市東淀川区瑞光1丁目15番24号

公益財団法人 フィットネス21事業団

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第327号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立中央スポーツセンターほか3施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立中央スポーツセンター

大阪市立西スポーツセンター

大阪市立西成スポーツセンター

大阪市立西成屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都品川区東品川4丁目10番1号

コナミスポーツ&ライフ・アズビル共同事業体

構成員 株式会社 コナミスポーツ&ライフ

アズビル株式会社

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第328号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立千島体育館ほか3施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立千島体育館

大阪市立港スポーツセンター

大阪市立大正スポーツセンター

大阪市立大正屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都台東区台東1丁目27番1号

シンコースポーツ株式会社

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立天王寺スポーツセンターほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立天王寺スポーツセンター

大阪市立城東スポーツセンター

大阪市立真田山プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区備後町3丁目6番14号

オージースポーツ・イオンディライト・パティネレジャー共同事業体

構成員 株式会社 オージースポーツ

イオンディライト株式会社

株式会社 パティネレジャー

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立浪速スポーツセンター及び大阪市立浪速屋内プールについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45

号) 第16条前段及び大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号) 第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立浪速スポーツセンター

大阪市立浪速屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市北区天満橋1丁目8番30号

MLA連合体

構成員 三菱電機ビルテクノサービス株式会社

株式会社 パティネレジャー

株式会社 アクアティック

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第331号

地方自治法(昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立西淀川スポーツセンターほか3施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号) 第16条前段及び大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号) 第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立西淀川スポーツセンター

大阪市立阿倍野スポーツセンター

大阪市立住吉スポーツセンター

大阪市立住吉屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都渋谷区宇田川町16番4号

株式会社 ティップネス

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)


大阪市告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立淀川屋内プールについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立淀川屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区備後町3丁目6番14号

淀川OGAE事業体

構成員 株式会社 オージースポーツ

イオンディライト株式会社

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）

**大阪市告示第333号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立東淀川体育館ほか3施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立東淀川体育館

大阪市立淀川スポーツセンター

大阪市立東淀川スポーツセンター

大阪市立東淀川屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市東淀川区瑞光1丁目15番24号

公益財団法人 フィットネス21事業団

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第334号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立東成スポーツセンターほか5施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立東成スポーツセンター

大阪市立旭スポーツセンター

大阪市立東成屋内プール

大阪市立旭屋内プール

旭プール

旭児童プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区北浜4丁目1番23号

MSS・MELTECグループ

構成員 ミズノスポーツサービス株式会社

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立生野スポーツセンターほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立生野スポーツセンター

大阪市立生野屋内プール

大阪市立城東屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都新宿区西新宿2丁目6番1号

住友不動産エスフォルタ・鹿島建物共同事業体

構成員 住友不動産エスフォルタ株式会社

鹿島建物総合管理株式会社

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、鶴見緑地球技場ほか4施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

鶴見緑地球技場

鶴見緑地運動場

鶴見緑地庭球場

大阪市立鶴見スポーツセンター

大阪市立鶴見緑地プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市住之江区南港北1丁目12番35号

ミズノ・三菱ビルテクノグループ

構成員 美津濃株式会社

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

株式会社 ウエルネスサプライ

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立住之江スポーツセンターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立住之江スポーツセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市東淀川区瑞光1丁目15番24号

公益財団法人 フィットネス21事業団

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立東住吉スポーツセンターほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第16条前段及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立東住吉スポーツセンター

大阪市立西屋内プール

大阪市立阿倍野屋内プール

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市中央区北浜4丁目1番23号

MSS・MELTECグループ

構成員 ミズノスポーツサービス株式会社
三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第15条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立此花屋内プール

大阪市立西淀川屋内プール

大阪市立住之江屋内プール

2 指定管理者

大阪市東淀川区端光1丁目15番24号

公益財団法人フィットネス21事業団

3 指定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(環境局施設部施設管理課)

大阪市告示第340号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、南港中央野球場及び南港中央庭球場について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

南港中央野球場

南港中央庭球場

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪市港区田中3丁目1番40号

南港中央SAグループ

構成員 一般財団法人 大阪スポーツみどり財団
イオンディライト株式会社

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、靱庭球場及び靱テニスセンターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第24条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

靱庭球場

靱テニスセンター

2 指定管理者の所在地及び名称

東京都新宿区西新宿1丁目8番3号

靱テニス・マネジメントチーム

構成員 公益社団法人 日本テニス事業協会
株式会社 ITC

3 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)

大阪市告示第342号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するはかり）の定期検査を実施する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成26年

住吉区

検査月日	曜日	検査場所	所在地
4月14日	月	山之内小学校	山之内2丁目17番39号
4月15日	火	大領中学校	大領4丁目3番25号
4月17日	木	清水丘小学校	清水丘2丁目9番41号
4月21日	月	三稜中学校	千躰1丁目5番22号
4月22日	火	苧田小学校	苧田3丁目5番34号
4月24日	木	住吉小学校	帝塚山西4丁目1番35号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」（電話06-6577-5884）まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会
(経済戦略局 計量検査所)

大阪市告示第343号

区役所（区役所出張所を除く。以下同じ。）の執務時間を、次のとおりとする。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍一

平成20年大阪市告示第466号（区役所の執務時間）による区役所の執務時間について、平成26年3月23日を除く。

(市民局市民部区政課)

大阪市告示第344号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立北区民センターほか7施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第20条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大阪市立北区民センター 大阪市立大淀コミュニティセンター	大阪市中央区船場中央1丁目3番2-302 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	平成26年4月1日 日から平成28年 3月31日まで
大阪市立福島区民センター	大阪市中央区船場中央1丁目3番2-302 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	平成26年4月1日 日から平成28年 3月31日まで
大阪市立中央区民センター 大阪市立中央会館	大阪市中央区船場中央1丁目3番2-302 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	平成26年4月1日 日から平成28年 3月31日まで
大阪市立港近隣センター	大阪市中央区船場中央1丁目3番2-302 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	平成26年4月1日 日から平成28年 3月31日まで
大阪市立天王寺区民センター	大阪市中央区船場中央1丁目3番2-302 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	平成26年4月1日 日から平成28年 3月31日まで
大阪市立阿倍野区民センター	大阪市中央区船場中央1丁目3番2-302 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会	平成26年4月1日 日から平成28年 3月31日まで

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第345号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立淀川区民センター及び大阪市立淀川区老人福祉センターについて、指定管理者を指定したので、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第20条前段の規定及び大阪市老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）第16条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大阪市立淀川区民センター 大阪市立淀川区老人福祉センター	大阪市中央区船場中央1丁目3番2-302 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会、社会福祉法人 大阪市淀川区社会福祉協議会グループ（共同体）	平成26年4月1日 日から平成28年 3月31日まで

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第346号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市民政局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市民局長 村上龍一

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年1月6日
申請書を受理した日	平成26年2月17日
名称	特定非営利活動法人ふたば
代表者の氏名	寺田 直樹
主たる事務所の所在地	大阪市阿倍野区昭和町2丁目7番4号清和ハイツ2号館302号
定款に記載された目的	この法人は、地域の障がい（身体・精神）を持つ者や引きこもり者及びその保護者に対して、社会参加や創作的活動又は生産的活動の機会を提供及び社会生活復帰支援に関する事業を行うことにより社会的自立・経済的自立や地域社会との交流に関する事業を行い、社会福祉に寄与すること、また地域住民の情報交換、地域商業の経営を支援し、住民参加のまちづくりの推進活動の支援に関する事業を行い地域社会に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年1月17日
申請書を受理した日	平成26年2月17日
名称	特定非営利活動法人おおさか子ども放課後ネット
代表者の氏名	武部 雄三
主たる事務所の所在地	大阪府中央区谷町7丁目2番2-202号
定款に記載された目的	この法人は、すべての児童に対して、豊かな放課後活動の提供と、保護者の子育て相談や支援、放課後児童健全育成指導員など子どもに関わる指導者の研修等に関する事業を行うことにより、安心して子育てや就労することができるよう支援し、児童の健全な成長と豊かな放課後に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日	平成25年12月27日
申請書を受理した日	平成26年2月19日
名称	特定非営利活動法人生活困窮者支援の会
代表者の氏名	山下 浩
主たる事務所の所在地	大阪市福島区福島4丁目3番23-3501号
定款に記載された目的	この法人は、一般市民のうち、何らかの理由により、ごく普通の生活を送れない生活困窮者に対して職業訓練、雇用対策等の就職に関する事業や、生活の相談を聞きアドバイスをする等により、生活困窮者の生活環境の向上及び生活困窮者の数を減少させることで健全な社会の形成に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年1月28日
申請書を受理した日	平成26年2月19日
名称	特定非営利活動法人ダイソーサポート
代表者の氏名	木村 文俊
主たる事務所の所在地	大阪市都島区片町1丁目5番13号
定款に記載された目的	この法人は、障害者に対して、日常生活や雇用促進の支援に関する事業を行い、福祉の増進並びに健常者と身体・知的・精神障害者が分け隔てなく自立できる社会の形成に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第347号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上 龍一

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成25年12月26日
申請書を受理した日	平成26年2月17日
名称	特定非営利活動法人ゆめ風基金
代表者の氏名	牧口 一二

主たる事務所の所在地	大阪市東淀川区東中島1丁目13番43号
定款に記載された目的	この法人は、阪神・淡路大震災で被災した障害者の生活復興を支援するとともに、いづどこで起こるかもしれない災害の備えとして救援基金を設置し、障害者や高齢者、病弱な人など特別なニーズをもつ人が生命や人権を脅かされることのないよう、適切な支援活動が行われるようにサポートすることを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年1月21日
申請書を受理した日	平成26年2月17日
名称	特定非営利活動法人パルすみのえ
代表者の氏名	田中 初男
主たる事務所の所在地	大阪市住之江区北加賀屋5丁目7番18号
定款に記載された目的	この法人は、障害者が社会の一員として地域で安心して生活するために必要な支援を行い、障害者の自立を目指し、もって地域福祉の促進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年1月21日
申請書を受理した日	平成26年2月17日
名称	特定非営利活動法人日本スピリチュアルケアワーカー協会
代表者の氏名	山添 正
主たる事務所の所在地	岐阜県高山市丹生川町下保1553番地
定款に記載された目的	この法人は、社会のあらゆる場面で活動できる技術と精神性をもったスピリチュアルケアワーカーを養成し、共に調和ある社会の建設をめざし、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年1月23日
申請書を受理した日	平成26年2月17日
名称	特定非営利活動法人国際芸術家協会
代表者の氏名	角江 千代治
主たる事務所の所在地	兵庫県加古川市平岡町新在家752番地の46東加古川ハイタウンB-211号
定款に記載された目的	この法人は、世界のあらゆる国の人々に対して、絵画、彫塑工芸、書道など日本の伝統的美術文化を紹介する機会を提供するとともにその普及を図る事業を行い、また若手芸術家の育成を図る事業を行い、芸術を通し国際交流の協力とその更なる前進、さらに日本の伝統美術文化の発展と向上に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年1月29日

申請書を受理した日	平成26年2月17日
名称	特定非営利活動法人さわやか作業所
代表者の氏名	横田 利子
主たる事務所の所在地	大阪市住之江区西加賀屋3丁目16番14号
定款に記載された目的	この法人は、地域で生活する障害を持つ人とその家族に対して、作業所運営に関する事業を行うことにより、もって地域福祉及び社会福祉に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年1月20日
申請書を受理した日	平成26年2月19日
名称	特定非営利活動法人大阪ハンディキャップセンターT・ハウス
代表者の氏名	寺田 和司
主たる事務所の所在地	大阪市住吉区東粉浜3丁目24-8 ビーズコート東粉浜1F
定款に記載された目的	この法人は、障害者（児）が個々の能力を活かし、就労につながる訓練や就労支援の活動を行うことで、地域社会の中に自立した生活が出来ることを目指します。「障害者が自立を得る場」として、地域の社会参加の場を提供し、福祉等に関連する事業を行い、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第348号

平成26年2月28日開議の市会本会議の議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍一

平成25年度大阪市一般会計補正予算

平成25年度大阪市一般会計の補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,440千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,704,764,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（第2部）

款	項	補正前の額	補正額	計
8府支出金		千円 7,812,936	千円 3,440	千円 7,816,376
	1府補助金	6,936,659	3,440	6,940,099
第2部歳入計		486,978,687	3,440	486,982,127
歳入合計		1,704,760,719	3,440	1,704,764,159

歳 出

（第2部）

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務事業費		千円 6,194,941	千円 3,440	千円 6,198,381
	3市民利用施設整備費	2,792,222	3,440	2,795,662
第2部歳出計		414,805,844	3,440	414,809,284
歳出合計		1,704,760,719	3,440	1,704,764,159

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
起 業 支 援 型 地 域 雇 用 創 造 事 業	26 年 度	千円 159,000	千円 269,000

平成25年度大阪市国民健康保険事業会計補正予算

平成25年度大阪市国民健康保険事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,253,239千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 354,631,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 事 業 収 入		千円 73,140,669	千円 3,253,239	千円 76,393,908
	1 保 険 料	72,323,706	3,253,239	75,576,945
歳 入 合 計		351,378,691	3,253,239	354,631,930

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 諸 支 出 金		千円 510,000	千円 3,253,239	千円 3,763,239
	1 過 年 度 支 出	510,000	3,253,239	3,763,239
歳 出 合 計		351,378,691	3,253,239	354,631,930

平成25年度大阪市介護保険事業会計補正予算

平成25年度大阪市介護保険事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,213,208千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 218,543,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰越金		千円 1	千円 1,213,208	千円 1,213,209
	1 繰越金	1	1,213,208	1,213,209
歳入合計		217,330,675	1,213,208	218,543,883

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		千円 76,245	千円 1,213,208	千円 1,289,453
	1 蓄積基金へ繰替	13,245	953,936	967,181
	2 過年度支出	63,000	259,272	322,272
歳出合計		217,330,675	1,213,208	218,543,883

平成25年度大阪市自動車運送事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 平成25年度大阪市自動車運送事業会計の補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 平成25年度大阪市自動車運送事業会計予算第 5 条表に、次の事項を加える。

事 項	期 間		限 度 額 千円
	平成	年度	
住之江用地土地信託事業に係る和解に伴う債務の弁済	26		28,296,000

平成 25 年度大阪市一般会計補正予算

平成 25 年度大阪市一般会計の補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 632,277 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,705,396,436 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(第 2 部)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
12 繰 入 金		千円 350,055,878	千円 632,277	千円 350,688,155
	4 蓄積基金繰入金	14,559,755	632,277	15,192,032
第 2 部 歳 入 計		486,982,127	632,277	487,614,404
歳 入 合 計		1,704,764,159	632,277	1,705,396,436

歳 出

(第 2 部)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 選 挙 費		千円 677,715	千円 632,277	千円 1,309,992
	1 選 挙 費	677,715	632,277	1,309,992
第 2 部 歳 出 計		414,809,284	632,277	415,441,561
歳 出 合 計		1,704,764,159	632,277	1,705,396,436

(財政局財務部財務課)

大阪市告示第349号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 村上 龍 一

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ

電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 長期借入物品及び予定数量

- ① 業務統合端末等機器 (総務局) 一式
- ② 業務統合端末等機器 (市民局) 一式
- ③ 業務統合端末等機器 (財政局) 一式
- ④ 業務統合端末等機器 (福祉局) 一式

(ただし、①から④まで合併入札により行う。)

以上、電子入札対象案件とする。

(2) 長期借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成27年1月1日(木)から平成31年12月31日(火)まで

(4) 借入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年4月1日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「12 賃貸：02 事務用品賃貸：02 情報処理用機器(158)」で登録していること
- (5) 当該物品又はこれと類似する物品についての賃貸借契約の実績がある賃貸業の者であること
- (6) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元書等の提出ができること
- (7) 機器の据付、接続及び調整が実施可能な体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (8) 仕様書記載のインストール作業ができることを示した書類の提出ができること
- (9) 仕様書記載の要件を満たす納入予定物品に対するアフターサービス・メンテナンス等の体制が整備されていることを示した書類の提出ができること
- (10) JISQ15001 に準拠したプライバシーマークの使用許諾若しくはJISQ27001 (ISO 27001)に準拠したISMS 認証又はこれらと同等の制度により認証等の取得を証明する書類の提出ができること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年4月1日（火）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年4月1日（火）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 担当部局（1に同じ）

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年5月21日（水）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成26年5月23日（金）午前11時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成26年5月23日（金）午前11時から午前11時30分まで

② 開札予定日時 平成26年5月23日（金）午前11時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年5月22日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年4月1日（火）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 契約の締結は平成26年度予算が発効したときとする。

(4) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 契約締結にあつては、新消費税率8%で行うこととする。詳しくは、「大阪市ホーム>大阪市電子調達システム>お知らせ【契約制度・システム関連】>平成25年10月18日付け「消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて」」を参照のこと
- (7) 本件は、合併入札案件であり、契約については入札後、2(1)①から④までの案件ごとに締結する。
- (8) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be leased:
- ① Personal computer equipment for the Osaka City Main Systems (General Affairs Bureau) 1 set
 - ② Personal computer equipment for the Osaka City Main Systems (Citizens' Affairs Bureau) 1 set
 - ③ Personal computer equipment for the Osaka City Main Systems (Finance Bureau) 1 set
 - ④ Personal computer equipment for the Osaka City Main Systems (Social Welfare Bureau) 1 set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 1 April 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 21 May 2014 to 5:00PM, 22 May 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 23 May 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 22 May 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第350号

総合評価一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市役所2階
大阪市福祉局総務部経理・企画課経理・調達グループ
電話 06-6208-9916

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量
大阪市臨時福祉給付金事業等に関する労働者派遣業務 一式
- (2) 役務の特質等 入札説明書等による。
- (3) 履行期間 平成26年7月7日（月）から平成27年2月27日（金）まで
- (4) 履行場所 入札説明書等による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度の本市入札参加有資格者名簿に登録種目「13 その他代行 07 人材派遣 01 人材派遣」で登録していること
- (5) 政令市において住民情報を扱う窓口業務及び入力業務等に係る労働者派遣業務または委託業務の受託実績があること
- (6) 本件入札時点において、一般労働者派遣事業の許可を有すること

4 入札説明書等及び入札参加申請書の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
上記「1 担当」に同じ
- (2) 入札説明書等の交付方法
公告の日から平成26年3月31日（月）まで（本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）上記「1 担当」及び大阪市ホームページ(http://www.city.osaka.lg.jp/templates/gyomuitaku_nyusatsuanken/fukushi/0000257415.html)において無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書の受付期間
公告の日から、平成26年3月31日（月）まで（本市の休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付場所
入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

上記「1 担当」に同じ

6 入札手続等

本入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行うので、入札参加者は、入札説明書に基づき本業務に関する提案書及び入札書等を提出すること

(1) 入札執行並びに提案書等の提出日時及び場所

ア 日時 平成26年4月16日(水) 午後2時30分

イ 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第8共通会議室

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、本業務にとって最適な事業者を選定するため、7(7)の落札者決定基準による総合評価方式を採用する。

(7) 落札者決定基準

ア 評価にあたっては、750点の範囲内で採点を行い、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち総得点の最も高い入札参加者を落札者とする。

イ 提案内容を技術点及び入札価格を価格点として区分し、その配点をそれぞれ技術点375点及び価格点375点とする。

ウ 本基準の詳細は落札者決定基準による。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 契約規則第28条第1項に該当する入札

イ 本市が交付した入札書を用いないでした入札

ウ 一般競争入札参加申請書又は提出資料に虚偽の記載をした入札

エ 開札後落札決定までに、入札参加申請者(参加申請者が共同企業体の場合はその構成員を含む。)が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

オ 入札予定価格を超える価格でした入札

9 その他

(1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき又は同要綱に定める誓約書を提出

しないとき（ただし、契約金額が500万円未満となる契約について、福祉局長が必要でないと判断した場合を除く。）は、契約の締結を行わないものとする。

- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 入札の参加に要する費用は入札参加者の負担とする。
- (4) 詳細は入札説明書による。

(福祉局総務部経理・企画課)



大阪市告示第351号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍一

- 1 許可番号
平成25年11月19日 大阪市指令都計（開）第69号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市東淀川区大桐2丁目12番9
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府門真市北巢本町18番21号
株式会社岡俊
代表取締役 岡崎 敏彦
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	5.000m	20.930m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	18.800m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付 5カ所 新設工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

(都市計画局開発調整部開発誘導課)

大阪市告示第352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 許可番号

平成26年2月19日 大阪市指令都計（開）第25-76号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市城東区放出西2丁目46番2の一部、48番の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区横堤4丁目28番20-3F

株式会社ハウスプランニング

代表取締役 河井 大亮

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道路	4.000m	33.760m	開発者	開発者	すみ切り2ヵ所含む

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第353号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

指定年月日及び指令番号

平成26年2月26日

大阪市指令都計建企第1056号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
東成区 中本4丁目	73番 75番	m 4.00	m 19.70	袋路状道路

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第354号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍一

- ・認定年月日及び認定番号

平成26年2月27日 第524号

- ・認定区域の名称

大阪市営毛馬第2住宅

- ・認定区域の位置

大阪市都島区毛馬町5丁目84番 ほか3筆

(都市計画局建築指導部建築企画課)

大阪市告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立社会福祉センターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立社会福祉センター条例（昭和39年大阪市条例第43号）第18条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上 龍一

- 1 施設の名称

大阪市立社会福祉センター

- 2 指定管理者

大阪市天王寺区勝山1丁目11番29号
 まちすまいづくり・共同サービス連合体
 構成員 特定非営利法人 まち・すまいづくり
 共同総合サービス株式会社

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(福祉局総務部経理・企画課)



大阪市告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立早川福祉会館について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立早川福祉会館条例（昭和37年大阪市条例第24号）第16条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 施設の名称

大阪市立早川福祉会館

2 指定管理者

大阪市天王寺区東高津町12番10号

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

3 指定の期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)



大阪市告示第357号

次の施設について、大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）第3条第3項の規定により、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 臨時開館

施設名	月日	供用時間
大阪市立姫島こども園	平成26年3月21日（金）	午前9時から午後5時まで

2 臨時休館

施設名	月日
大阪市立姫島こども園	平成26年3月24日（月）

(福祉局障がい者施策部障がい福祉課)

大阪市告示第358号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立老人福祉センター条例（平成16年大阪市条例第16号）第16条前段の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市の副市長 村上龍一

施設の名称	指定管理者	指定の期間
大阪市立北区北老人福祉センター及び 大阪市立北区大淀老人福祉センター	大阪市北区神山町15番11号 社会福祉法人 大阪市北区社会福祉協 議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立都島区老人福祉センター	大阪市旭区生江3丁目27番6号 社会福祉法人 リベルタ	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立福島区老人福祉センター	大阪市福島区海老江6丁目2番22号 社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉 協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立此花区老人福祉センター	大阪市此花区伝法3丁目2番27号 社会福祉法人 大阪市此花区社会福祉 協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立中央区東老人福祉センター及 び大阪市立中央区南老人福祉センター	大阪市中央区上本町西2丁目5番25号 社会福祉法人 大阪市中央区社会福祉 協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立西区老人福祉センター	大阪市西区新町4丁目5番14号 社会福祉法人 大阪市西区社会福祉協 議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立港区老人福祉センター	大阪市港区弁天2丁目15番1号 社会福祉法人 大阪市港区社会福祉協 議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立大正区老人福祉センター	大阪市大正区小林西1丁目14番3号 社会福祉法人 大阪市大正区社会福祉 協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

大阪市立天王寺区老人福祉センター	大阪市天王寺区六万休町5番26号 社会福祉法人 大阪市天王寺区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立浪速区老人福祉センター	大阪市浪速区難波中3丁目8番8号 社会福祉法人 大阪市浪速区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立西淀川区老人福祉センター	大阪市西淀川区千舟2丁目7番7号 社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立東淀川区老人福祉センター	大阪市東淀川区菅原4丁目4番37号 社会福祉法人 大阪市東淀川区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立東成区老人福祉センター	大阪市東成区大今里南3丁目11番2号 社会福祉法人 大阪市東成区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立生野区老人福祉センター	大阪市生野区勝山北3丁目13番20号 社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立旭区老人福祉センター	大阪市旭区生江3丁目27番6号 社会福祉法人 リベルタ	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立城東区老人福祉センター	大阪市城東区中央2丁目11番16号 社会福祉法人 大阪市城東区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成27年7月31日まで
大阪市立鶴見区老人福祉センター	大阪市鶴見区諸口5丁目浜6番12号 社会福祉法人 大阪市鶴見区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立阿倍野区老人福祉センター	大阪市阿倍野区帝塚山1丁目3番8号 社会福祉法人 大阪市阿倍野区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立住之江区老人福祉センター	大阪市住之江区御崎4丁目6番10号 社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立住吉区老人福祉センター	大阪市住吉区浅香1丁目8番47号 社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立東住吉区老人福祉センター	大阪市東住吉区田辺2丁目10番18号 社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

大阪市立平野区老人福祉センター	大阪市平野区平野東2丁目1番30号 社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで
大阪市立西成区老人福祉センター	大阪市西成区岸里1丁目5番20号 社会福祉法人 大阪市西成区社会福祉協議会	平成26年4月1日から 平成31年3月31日まで

(福祉局高齢者施策部いきがい課)

大阪市告示第359号

大阪市立長居ユースホステルについて、大阪市立ユースホステル条例（昭和45年大阪市条例第8号）第10条第3項の規定に基づき、平成26年4月1日から利用料金の額について次のとおり承認したので、同条第6項の規定に基づき公告する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

1 宿泊室の利用料金（個人の利用の場合）

区 分	定員	利 用 料 金
一般室	6人	1人1泊 2,600円
	16人	
ゲストルーム	1人	1人1泊 3,100円
	2人	
ファミリールーム	3人	1人1泊 3,500円

※ 3歳以下の児童については、無料とする。

2 宿泊室の利用料金（1室の利用の場合）

区 分	定員	利 用 料 金
一般室	6人	1泊 15,600円
	16人	1泊 41,600円
ゲストルーム	1人	1泊 3,100円
	2人	1泊 6,200円
ファミリールーム	3人	1泊 10,500円

3 集会室等の利用料金

区分		利用料金					
		午前9時から午後0時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
集会室 (多目的室)	平日	4,750円	6,400円	4,750円	12,650円	12,650円	18,500円
	土・日・祝日	5,700円	7,680円	5,700円	15,180円	15,180円	22,200円
会議室1	平日	1,750円	2,400円	1,750円	4,750円	4,750円	7,100円
	土・日・祝日	2,100円	2,880円	2,100円	5,700円	5,700円	8,520円
会議室2	平日	1,450円	1,850円	1,450円	3,700円	3,700円	5,550円
	土・日・祝日	1,740円	2,220円	1,740円	4,440円	4,440円	6,660円

入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、上記による金額の5割増しに相当する額

4 附属設備の利用料金

種 別	利 用 料 金
シーツ	1枚3泊以内 200円
自炊設備	1人1回 50円
冷暖房設備	1人1泊(6月から3月) 250円

(こども青少年局企画部青少年課)

大阪市告示第360号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成26年3月14日

大阪市長職務代理者

大阪市の市長 村上 龍一

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

(大阪市浪速区恵美須西三丁目38番2、44番1の一部、62番1の一部、62番2の一部、62番3の一部、62番4の一部)